

岩出市国民保護計画に基づく
避難実施要領

平成 29 年 8 月
岩出市

目 次

第1章 基本指針

1 目的等	1
2 本報告書の構成	1
3 避難実施要領について	1
4 パターン作成について	2

第2章 避難実施要領のパターン

第1 パターンの設定

1 市町村モデル計画におけるパターン	3
2 岩出市のパターンの設定	3

第2 避難実施要領（例）

Case 1 弾道ミサイル攻撃の場合	4
Case 2 化学剤を用いた攻撃の場合	6
Case 3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	10
Case 4 県外・市外への避難の場合	14

第3章 避難誘導における留意点

1 各種の事態に即した対応	22
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	22
3 住民に対する情報提供の在り方	23
4 高齢者、障害者等への配慮	23
5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	24
6 学校や事業所における対応	25
7 民間企業による協力の確保	25
8 住民の「自助」努力による取組みの促進	25

第4章 住民の行動要領

1 警報が発令された場合にとるべき行動	26
2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等	27
3 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点	27
4 化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合の留意点	28
5 怪我などに対する応急措置	31
6 日頃からの備え	32

第1章 基本指針

1 目的等

岩出市では、岩出市国民保護計画（以下「市計画」という。）第2編「平素からの備えや予防」第2章「避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」に定めるとおり、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成の「市町村国民保護モデル計画」中、「【避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）】」（以下、「消防庁マニュアル」という。）を参考に、複数の避難実施要領のパターン（以下「パターン」という。）を作成することを目的として、平成29年度において「岩出市国民保護避難実施要領策定」を実施した。本書は、その内容をまとめた報告書（以下「本報告書」という。）である。

2 本報告書の構成

本報告書は、次の各章により構成する。

第1章 基本指針

第2章 避難実施要領のパターン

第3章 避難誘導における留意点

第4章 住民の行動要領

3 避難実施要領について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）第61条において、市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、国民保護法第61条第2項に定める事項及び市計画第3編「武力攻撃事態等への対処」第4章「警報及び避難の指示等」第2「避難住民の誘導等」中、2(2)に定める「避難実施要領の策定における考慮事項」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

【参考】

1 国民保護法（抜粋）

（避難実施要領）

第61条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
3・4〔略〕

2 避難実施要領の策定の際における考慮事項（市計画より）

- ① 避難の指示の内容の確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

4 パターン作成について

(1) パターン作成の意義等

市において、平素からパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、習得しておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成しているパターンがそのまま使えるものでは決してない。平素からパターン作成作業を行っておくことにより、事態発生時には迅速に避難実施要領を作成できるようになることに主眼がある。また、パターン作成作業を行うことにより、市の危機管理体制の見直し、改善及び強化につなげていくことが可能である。

このため、避難の指示を行う県、及び避難実施要領を策定した場合に意見を聴取する関係機関と意見交換を行いつつ、市の国民保護担当課である総務課を中心として、庁内関係部課等の協力を得て、パターンを作成することとした。

(2) パターン作成に当たっての基礎資料

本報告書においては、パターン作成に当たって、消防庁マニュアルを基礎資料として位置づけ、これを参考としつつ、本市の特性に基づき、より具体的なパターンの作成に努めることとした。

第2章 避難実施要領のパターン

第1 パターンの設定

1 市町村モデル計画におけるパターン

消防庁マニュアルにおいては、市町村が作成する避難実施要領の例として、次のパターンが示されている。

- (1) 弾道ミサイルの場合
- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
 - ① 比較的時間的な余裕がある場合
 - ② 昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難
 - ③ 都市部における化学剤を用いた攻撃の場合
 - ④ 原子力発電所への攻撃の場合の対応
 - ⑤ 石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合
- (3) 着上陸侵攻の場合（離島からの避難の場合）

2 岩出市のパターンの設定

(1) パターンの設定

本報告書においては、1に掲げるパターンのうち、市において想定することが可能と考えられる、次の4つのパターンについて作成することとした。

- Case 1 弾道ミサイル攻撃の場合
- Case 2 化学剤を用いた攻撃の場合
- Case 3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
- Case 4 県外・市外への避難の場合

(2) 想定する条件について

ア 想定地域の選定

(ア) Case 1 及びCase 4 については、市全域を対象とした想定事態である。

(イ) Case 2 及びCase 3 については、市の一部地域を対象とした想定事態である。本報告書において選定した地域は、あくまでもモデルケースであり、当該地域において想定した事態が発生するということでは決してない。

イ 想定時期等の設定

すべてのパターンにおいて、事態発生日については、平日を想定することとした。また、事態発生時間帯については、各パターンが別々の時間帯となるように設定した。

(3) パターンに記載する事項について

Case 1 及びCase 4 については、広域に及ぶ事態を想定しているが、パターンの内容については、岩出市の避難実施に係る部分のみを記載することとし、それ以外の部分については記述を割愛した。

第2 避難実施要領（例）

Case 1 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（例）

岩出市長

○月○日午前6時35分現在

1 事態の状況、避難の必要性

午前6時00分、国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、和歌山県に対し、県全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

これを受けて、県知事は、午前6時30分、県全域に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に注意するとともに、その場合に住民が取るべき行動について、防災行政無線等により迅速に周知する。
- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

3 避難誘導の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

（※住民に対する伝達事項として使用できるように配慮）

(1) 要避難地域

国指定の要避難地域は、次のとおりです。

- ・和歌山県全域

(2) 避難先地域

（屋内避難）

自宅若しくは付近の鉄筋コンクリート造りなどの堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難してください。

(3) 留意事項

- ・直ちに、付近の建物内の中央部に避難してください。安全が確認されるまで、外出を控えてください。
- ・扉、窓を閉め、必要によりテープで目張りをするとともに、エアコン、換気扇を停止し、外気からできるだけ遮断された状態になるようにしてください（酸欠に注意）。弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれるおそれがあります。
- ・車を運転している方は、車両を道路外の場所に止め、最寄の建物内に避難してください。やむを得ず、車を道路に置いて避難するときは、キーをつけたまま道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げにならないようにしてください。
- ・周辺で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不振な音を聞いた場合は、直ちにその

現場から離れる（絶対に興味本位で近づかない）とともに、可能な限り市対策本部、消防本部、警察署に通報してください。

- ・自宅にいる方は、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、身分証明書などの非常持出品を準備してください。
- ・テレビ、ラジオをつけ、情報を入手するようにしてください。

4 市における体制等

- ・「市町村対策本部を設置すべき市町村」の指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- ・政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

5 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- ・上記と並行し、避難実施要領について、自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等に対し、FAX・電話等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

6 避難行動要支援者関連施設に対する避難支援

- ・市内の社会福祉施設や病院等の避難行動要支援者関連施設の管理者と連絡を取り、施設滞在者や入院患者等の状況、避難誘導に係る支援の要否について確認する。
- ・避難支援が必要な場合には、職員の派遣、車両の手配等を行う。

7 住民以外の滞在者に対する避難支援

- ・市内の公共施設等を開錠し、住民以外の滞在者が屋内避難することができるようにする。
- ・市内の大規模集客施設や店舗等の管理者と連絡をとり、施設の開錠・避難者の受入等の協力を依頼する。

8 各部の役割

別に示す。（「岩出市国民保護計画」参照）

9 連絡・調整先

○対策本部設置場所

岩出市役所（3階第6会議室）

所在地：岩出市西野209番地

電話：0736-62-2141

（総務課危機管理係）

Case 2 化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領（例）

岩出市長

○月○日午後10時10分現在

1 事態の状況、避難の必要性

午後9時10分頃、岩出市紀泉台の紀泉台地内で発生した救急事案について、住民から警察・消防に通報があり、事態発生について県、市に連絡があった。

午後9時30分頃、警察・消防は、岩出市紀泉台地内を警戒区域として設定するとともに、防護服を装備した警察・消防隊が被災者の救助を開始した。国対策本部長は、ガス拡散による被害拡大の可能性を考慮して、警報を発令した。

午後9時40分頃、警察・消防隊は、県・市に対し、化学剤を用いた可能性が高く、ガスの汚染範囲が周辺に拡散するおそれがあること、また、紀泉台地内にある紀泉台配水池（低圧・高圧）について、化学剤による汚染の可能性があることについて報告した。県は、国対策本部長にその状況を報告した。

午後9時50分、国対策本部長は、県に対し、岩出市紀泉台地内を要避難地域とする避難措置の指示を行うとともに、紀泉台配水池（低圧・高圧）の配水停止及び関係地域に対して上水道の使用禁止を命じた。

午後10時00分、県知事は、ガス拡散による被害の拡大の可能性を考慮し、緊急通報を発令し、避難の指示を行うとともに、紀泉台配水池（低圧・高圧）の配水停止及び関係地域に対し上水道の使用禁止を指示した。

2 避難誘導等の全般的方針

- ・ 消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等関係機関と被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。
- ・ 汚染された地域での活動は、専門的な装備を有する他機関に措置を要請する。
- ・ 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。
- ・ 直ちに紀泉台配水池の配水を停止するとともに、関係住民等に対し、水道の使用を止めるよう周知徹底を図る。また、配水停止区域については、応急給水活動を実施する。
- ・ 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により迅速に伝達する。
- ・ 具体的な攻撃に関する新たな情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。

3 避難誘導の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

（※住民に対する伝達事項として使用できるように配慮）

(1) 要避難地域

国指定の要避難地域は、次のとおりです。（添付図参照）

- ・ 岩出市紀泉台 （避難対象者数：約1,850人）

(2) 避難先地域

(屋内避難)

自宅若しくは付近の鉄筋コンクリート造りなどの気密性の高い施設や建築物内に避難してください。

(3) 留意事項

- ・直ちに、付近の建物に避難し、安全が確認されるまで、外出を控えてください。
- ・扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止して待機してください。また、窓に目張りをして室内を密閉する（酸欠に注意）とともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するようにしてください。
- ・2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するようにしてください。
- ・車を運転している方は、直ちに車両を道路外の場所に止め、最寄の建物内に避難してください。やむを得ず、車を道路に置いて避難するときは、キーをつけたまま道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げにならないようにしてください。
- ・外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗ってください。
- ・テレビ、ラジオをつけ、情報を入手するようにしてください。
- ・化学剤により、水道水が汚染された可能性があります。水道水は絶対に使用しないでください。

4 市における体制、職員の派遣等

- ・「市町村対策本部を設置すべき市町村」の指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- ・職員5名を現場周辺に派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等とともに岩出市保健福祉センターに現地調整所を立ち上げさせ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
- ・要避難地域への住民等の流入を防ぐため、県道粉河・加太線から紀泉台地内に進入する各交差点などの要所に、職員を2名以上配置する。（配置場所については、添付図を参照）
- ・要所ごとに、配置職員に無線機を携行させる。
- ・政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

5 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。また、専門的な装備を有する他機関に対し、車両等による広報を依頼するなど、あらゆる手段を活用する。
- ・上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等に対し、FAX・電話等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

- ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

6 救護所の開設等

- ・山崎北小学校を救護所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、救護所における専門医やDMAT（Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- ・被災者の把握を行い、その状況に応じて、救護所におけるNBCへの対応能力を有する医療救護班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ・重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入の調整を行う。

7 安全の確保

- ・現場に配置される市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。
- ・化学剤の汚染がひどい地域での活動は、専門的な装備を有する他機関に措置を要請する。
- ・現場に配置される市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

8 職員の心得及び留意点等

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・職員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

9 上水道の配水停止及び応急給水措置

- ・直ちに紀泉台配水池の配水を停止する。
- ・関係住民等に対し、水道水の使用禁止について周知徹底を図る。
- ・配水停止区域については、「岩出市地域防災計画」に準じて、応急給水活動を実施する。市のみでは対応できないときは、県及び近隣市町村等に対し、応援を要請する。
- ・紀泉台配水池の給水人口は、約35,000人である。「岩出市地域防災計画」に準じ、当面は1人1日3ℓの飲料水を確保・供給することとする。（1日当たり105,000ℓの飲料水が必要となる。）

10 負傷者等への対応

- ・化学剤攻撃による負傷者等については、とりあえず山崎北小学校（体育館）に設置した救護所に搬送した後で、対応が可能な後方医療機関へ移送する。この場合は、県に対

し、防護用の専門的な資機材を有する機関による汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

- ・ 県や医療機関によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

11 各部の役割

別に示す。（「岩出市国民保護計画」参照）

12 連絡・調整先

(1) 対策本部設置場所

岩出市役所（3階第6会議室）

所在地：岩出市西野209番地

電 話：0736-62-2141（総務課危機管理係）

(2) 現地調整所設置場所

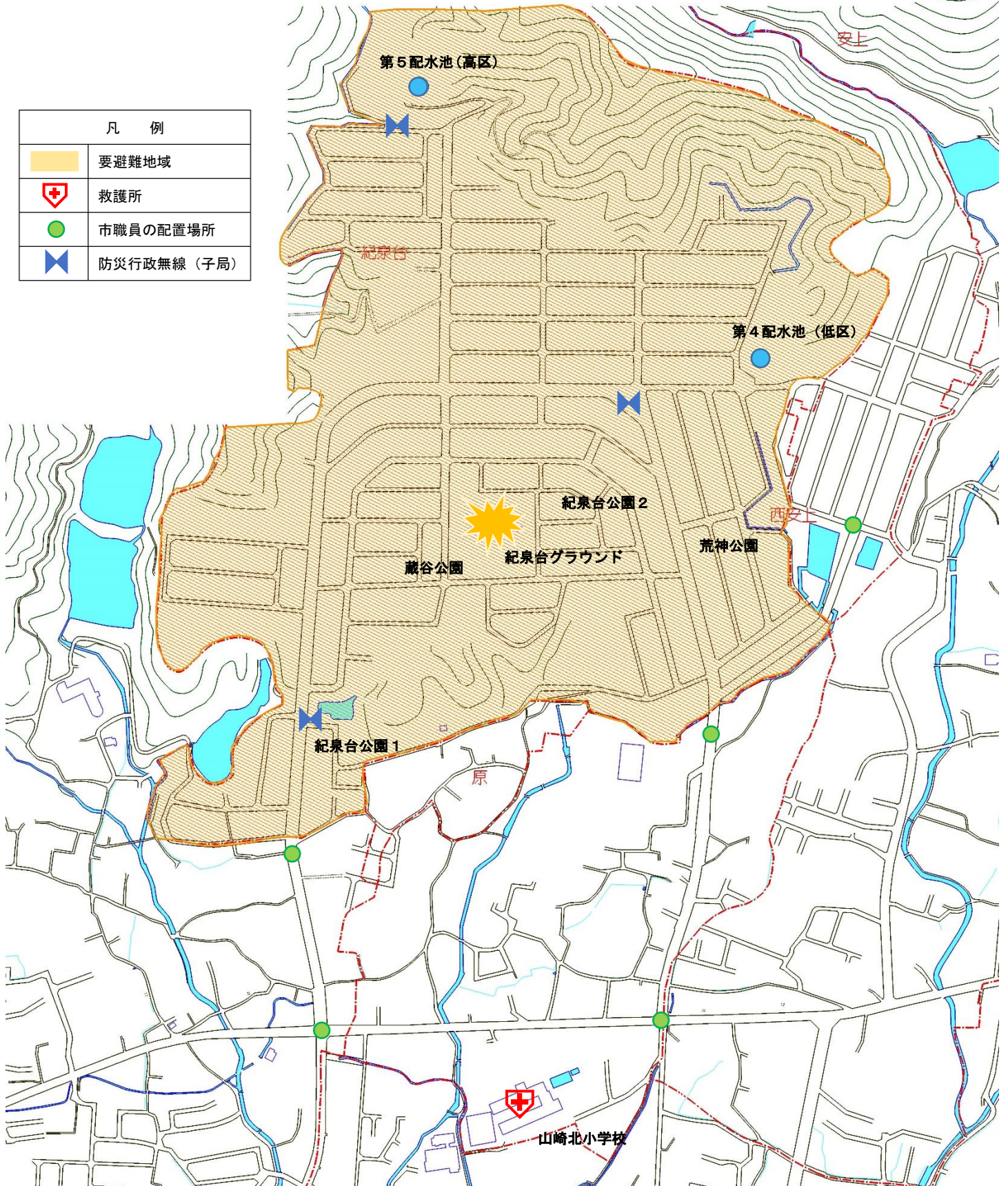
岩出市保健福祉センター

所在地：岩出市金池92番地

電 話：0736-61-2400

Cace2 化学剤を用いた攻撃の場合

凡 例	
	要避難地域
	救護所
	市職員の配置場所
	防災行政無線（子局）



Case 3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

避難実施要領（例）

岩出市長

○月○日午前9時30分現在

1 事態の状況、避難の必要性

午前7時30分頃、岩出市民俗資料館における武装工作員による攻撃・不法占拠について、岩出市より警察・消防に通報があり、事態発生について県に連絡があった。

午前8時00分、国対策本部長は、戦闘による被害の可能性を考慮して、警報を発令した。

午前8時30分、国対策本部長は、県に対し、岩出市民俗資料館付近一帯を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

午前9時00分、県知事は、岩出市民俗資料館一帯に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- ・岩出市民俗資料館付近一帯に所在する者に対して、当該地区から早急に避難させることを第一義とする。よって、各避難所への避難者数の適正配分等については、避難後に行う。
- ・警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により迅速に伝達する。
- ・県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させることとする。その際、国からの警報等以外にも、現場の警察官及び自衛官からの情報を基に、避難をさせることがある。
- ・武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できず、外で移動するよりも屋内に留まる方が不慮の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合には、住民等を屋内に一時的に避難させることがある。
- ・具体的な攻撃に関する新たな情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。

3 避難誘導の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

（※住民に対する伝達事項として使用できるように配慮）

(1) 要避難地域

国指定の要避難地域は、次のとおりです。

- ・岩出市民俗資料館付近一帯（避難対象者数：19世帯/45人）

ただし、要避難地域外であっても、根来地区の皆さんは、外出を控え、自宅などの建物の中に退避してください。

(2) 避難先地域

避難先は、岩出市内の次の避難所です。

- ・根来小学校 岩出市根来479
- ・岩出第2中学校 岩出市野上野155

(3) 避難経路・方法・時間

- ① 直ちに、徒歩により、いずれかの避難所に避難してください。

- ② 交差点及び避難所には、市の職員が待機しています。市の職員の指示に従ってください。
- ③ 避難終了の目標時刻は、午前10時30分です。

4 市における体制、職員の派遣等

- ・「市町村対策本部を設置すべき市町村」の指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- ・職員5名を現場周辺に派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等とともに岩出市図書館に現地調整所を立ち上げさせ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
- ・避難所には、職員を2名以上配置する。
- ・各交差点など避難経路の要所には、職員を2名以上配置する。
- ・具体的な避難経路及び職員の配置場所等については、添付図を参照のこと。
- ・要所ごとに、配置職員に無線機を携行させる。
- ・政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

5 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。また、専門的な装備を有する他機関に対し、車両等による広報を依頼するなど、あらゆる手段を活用する。
- ・上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等に対し、FAX・電話等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

6 安全の確保

- ・誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。
- ・事態が沈静化していない地域での活動は、専門的な装備を有する他機関に措置を要請する。
- ・誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

7 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

8 住民に周知する留意事項

- ・近隣同士で声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。特に、高齢者等の避難行動要支援者支援への支援を呼びかける。
- ・消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ・携行品は、貴重品、最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように促す。
- ・留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持出品を携行するよう促す。
- ・服装や携行品等から不審者と判断される者を発見した場合には、市対策本部、消防本部、警察署に通報するよう促す。

9 避難誘導中の食料等の支援

(1) 食料等の供給

- ・避難先において、避難者に対して、昼食用の食料等の物資を供給する。

(2) 食料等の調達

- ・避難対象者数は45人であることから、当面は、避難者1人当たり1食分（45食分）の食料を緊急に確保し、その後は事態の推移に応じて、調達体制を確立する。
- ・食料等の支援を行うため、市の備蓄物資を利用するほか、災害時における相互応援協定等を活用し、協定締結先である関係団体・事業者等に対し、物資の提供支援を要請する。
- ・市のみでは十分な物資の確保ができないときは、県に対し、物資の調達要請を行う。
- ・調達した物資は、避難先ごとの避難者数に応じて配分・搬送し、提供する。

10 残留者の確認等

- ・消防団、自主防災組織、自治会などに対し、避難の呼びかけとともに、残留者の確認及び防犯のための巡回を要請する。ただし、事態が沈静化していない地域においては、専門的な装備を有する他機関に要請する。
- ・残留者に対しては、事態の状況、避難の必要性について説明し、直ちに退避するよう説得することを促す。
- ・あくまで避難を拒否する者や、空き巣等の犯罪者を発見した場合には、市対策本部、消防本部、警察署に通報するよう促す。

11 死傷者等への対応

- ・住民に死亡・負傷者が発生した場合には、公立那賀会病院に誘導し、又は搬送する。
- ・県や医療機関によるDMAT（Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

12 保育所・学校等の臨時休園・休校措置

- ・根来保育所、しらゆり保育園及び根来小学校並びに岩出第2中学校については、保育及び授業を止め、臨時休園、休校とする。
- ・保護者等と連絡を取るとともに、児童生徒の集団下校（教職員による引率）又は園児、児童の保護者への引渡しを行う。ただし、自宅が要避難地域にある者や、すぐには帰宅できない園児、児童生徒については、当面保育所、学校に留ませることとする。
- ・事態の状況等により、園児、児童生徒の車両による集団移送が必要な場合には、県に対し、バスの手配について、要請する。

13 各部の役割

別に示す。（「岩出市国民保護計画」参照）

14 連絡・調整先

(1) 対策本部設置場所

岩出市役所（3階第6会議室）

所在地：岩出市西野209番地

電話：0736-62-2141（総務課危機管理係）

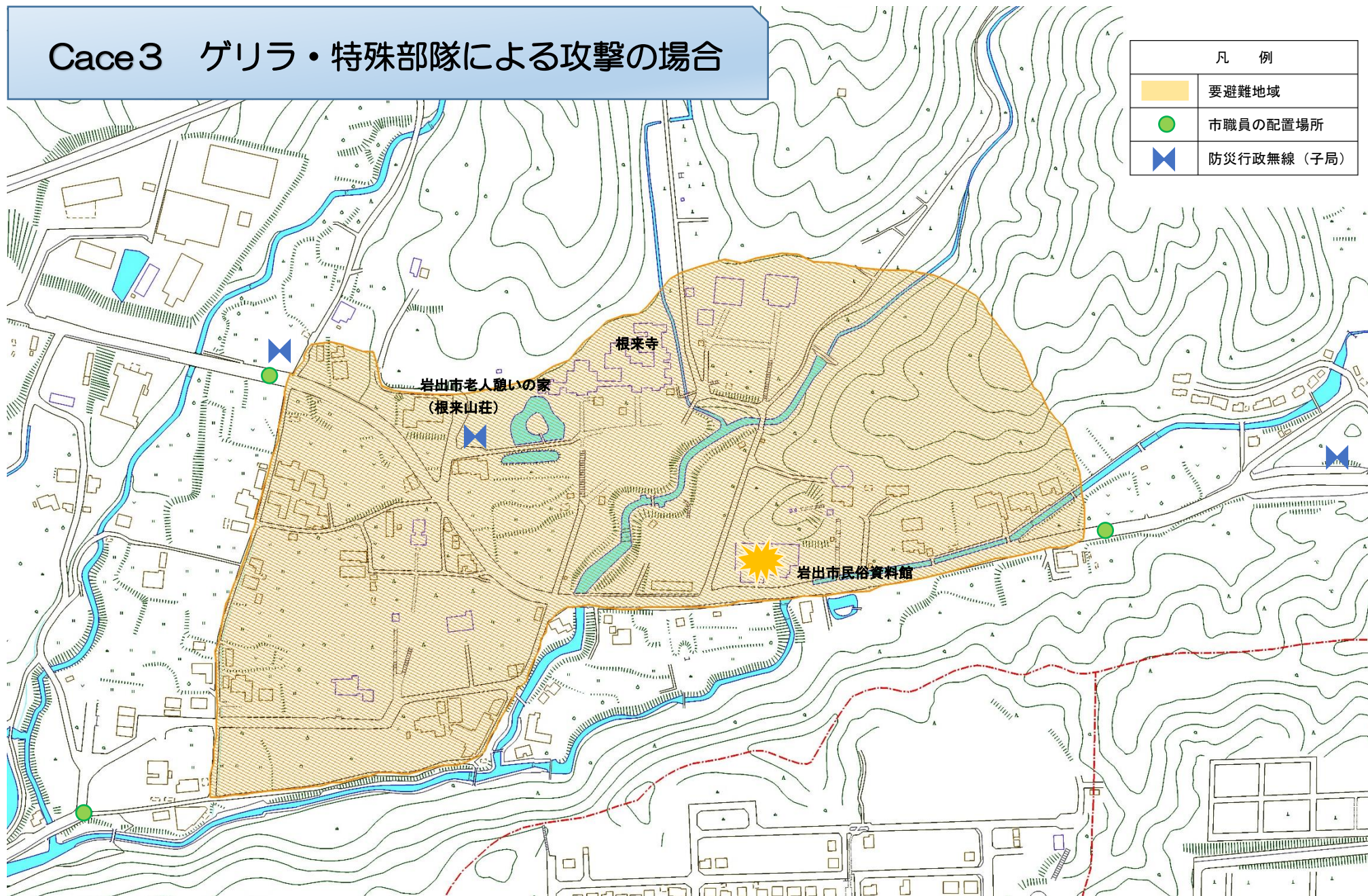
(2) 現地調整所設置場所

岩出図書館

所在地：岩出市根来1472番地1

電話：0736-62-7222

Cace3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



Case 4 県外・市外への避難の場合

避難実施要領（例）

岩出市長

○月○日午後 5 時00分現在

1 事態の状況、避難の必要性

午後 3 時00分、国対策本部長は、和歌山県紀北地方に対して警報を発令し、県に対し、和歌山県紀北地方を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

午後 4 時00分、県知事は、和歌山県紀北地方に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- ・岩出市に所在する者に対しては、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により迅速に伝達する。
- ・県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させることとする。その際、国からの警報等以外にも、現場の警察官及び自衛官からの情報を基に、避難をさせることがある。
- ・事態の状況が大幅に変化し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、避難実施要領についてもあわせて修正する。

3 避難誘導の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

（※住民に対する伝達事項として使用できるように配慮）

(1) 要避難地域

国指定の要避難地域は、次のとおりです。

- ・和歌山市 ・海南市 ・橋本市 ・紀の川市 ・岩出市
- ・紀美野町 ・かつらぎ町 ・九度山町 ・高野町

（岩出市の避難対象者数：約54,000人）

(2) 避難先地域

国指定による避難先地域は、次のとおりです。

- ・和歌山県田辺市、白浜町
- ・大阪府、奈良県

(3) 避難経路・方法・時間

① 避難開始時刻

午後 5 時30分

② 避難完了目標時刻

翌日の午後 5 時30分

③ 避難方法（概要）

ア バスによる避難（要配慮者を優先）

＜経路 1 大阪府堺市＞

- ・岩出市内の一時集合場所から、バスにより県道泉佐野岩出線から阪和自動車道を走行して、大阪府堺市に向かいます。

イ 電車による避難

<経路2 大阪方面>

- ・ J R 和歌山線各駅から乗車し、和歌山駅で乗り換え、天王寺駅、大阪駅又は新大阪駅に移動します。

<経路3 田辺・白浜方面>

- ・ J R 和歌山線各駅から乗車し、和歌山駅で乗り換え、紀伊田辺駅又は白浜駅に移動します。

<経路4 奈良方面>

- ・ J R 和歌山線各駅から乗車し、奈良駅に移動します。

④ 避難方法（詳細）

ア バスによる避難（要配慮者を優先）

バスの輸送力には限りがあります。このため、バスによる避難は、傷病者、障害者、妊産婦及びその付添者、並びに一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等を優先することとします。一般の方は、電車により避難をしてください。

<経路1 大阪府堺市>

避難 先：大阪府堺市

避難方法：

- ・ 市の指示に従い、直ちに徒歩により、市指定の一時集合場所に集まってください。（別添参照）
- ・ 県が用意したバスで、県道泉佐野岩出線を走行し、泉南 I C から堺 I C まで阪和自動車道を走行し、避難先地域である大阪府堺市内の一時集合場所に移動します。
- ・ 堺市内の一時集合場所からは、大阪府が用意したバスで堺市内の避難所に移動します。

イ 電車による避難

- ・ 電車による避難については、3つの経路があります。J R 和歌山線の最寄の各駅から乗車し、③に掲げるそれぞれの経路で避難してください。
- ・ 乗降する駅及び乗継ぎの各駅では、駅構内のアナウンス又は駅係員の指示に従ってください。
- ・ 目的地駅に到着後は、各府県が用意したバスにより、各避難所に移動します。

<経路2 大阪方面>

避難 先：大阪府大阪市

目的地駅：天王寺駅、大阪駅又は新大阪駅

<経路3 田辺・白浜方面>

避難 先：和歌山県田辺市又は白浜町

目的地駅：紀伊田辺駅又は白浜駅

<経路4 奈良方面>

避難 先：奈良県奈良市

目的地駅：奈良駅

⑤ その他留意事項

- ・市内の一時集合場所及びＪＲ和歌山線市内各駅には、市の職員がいます。職員の指示に従ってください。
- ・近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行ってください。
- ・持ち物は、貴重品及び最小限の着替えや日常品としてください。

４ 市における体制、職員の派遣等

- ・「市町村対策本部を設置すべき市町村」の指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- ・市内の一時集合場所及びＪＲ和歌山線の市内各駅には、職員を２名以上配置する。
- ・一時集合場所の配置職員には、無線機を携行させる。
- ・避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、車両の配置や案内板の設置を行う。
- ・連絡所では、救護班等を設置して、軽傷者や気分の悪くなった者への対応、給水等を行う。また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を市対策本部との間で行う。
- ・政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

５ 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。また、他機関が実施する広報との調整を図り、あらゆる手段を活用する。
- ・上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等に対し、ＦＡＸ・電話等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

６ 安全の確保

- ・誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。
- ・誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

７ 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

８ 住民に周知する留意事項

- ・近隣同士で声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。特に、高齢者等の要配慮者への支援を呼びかける。
- ・消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ・携行品は、貴重品、最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように促す。
- ・留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持出品を携行するよう促す。
- ・服装や携行品等から不審者と判断される者を発見した場合には、市対策本部、消防本部、警察署に通報するよう促す。

9 要配慮者関連施設に対する避難支援

- ・市内の社会福祉施設や病院等の要配慮者関連施設の管理者と連絡を取り、施設滞在者や入院患者等の状況、避難誘導に係る支援の要否について確認する。
- ・施設滞在者や入院患者等を車両により移送する場合には、各施設が保有するマイクロバス等の車両を活用することとする。これらの車両については、「岩出市地域防災計画」に準じて、緊急通行車両の確認申請を行って、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、3(3)③中、「ア バスによる避難」と同じ経路で避難先地域に向かう。
- ・避難支援が必要な場合には、職員の派遣、車両の手配等を行う。

10 残留者の確認等

- ・消防団、自主防災組織、自治会などに対し、避難の呼びかけとともに、残留者の確認及び防犯のための巡回を要請する。
- ・残留者に対しては、事態の状況、避難の必要性について説明し、直ちに退避するよう説得することを促す。
- ・あくまで避難を拒否する者や、空き巣等の犯罪者を発見した場合には、市対策本部、消防本部、警察署に通報するよう促す。

11 避難誘導中の食料等の支援

(1) 食料等の供給

- ・市内の一時集合場所において、避難者に対して食料、飲み物及び毛布等の物資を供給する。(一時集合場所に集まるのは、避難行動要支援者が中心となるため、それに適した物資の調達・供給を行うこと。)

(2) 食料等の調達

- ・当面必要となる次の物資について、直ちに確保する。(その後は事態の推移に応じて、調達体制を確立する。)

食 料：バス輸送対象者1人当たり1食分(4,455食)

飲み物：バス輸送対象者1人当たりペットボトル飲料1本(4,455本)

毛 布：バスの座席数分(495枚)

- ・食料等の支援を行うため、災害時における相互応援協定等を活用し、協定締結先であ

- る関係団体・事業者等に対し、物資の提供支援を要請する。
- ・市のみでは十分な物資の確保ができないときは、県に対し、物資の調達要請を行う。

12 負傷者等への対応

- ・住民に負傷者等が発生した場合には、公立那賀病院に誘導し、又は搬送する。

13 各部の役割

別に示す。（「岩出市国民保護計画」参照）

14 連絡・調整先

○対策本部設置場所

岩出市役所（3階第6会議室）

所在地：岩出市西野209番地

電 話：0736-62-2141（総務課危機管理係）

別添 市が指定する一時集合場所（バス乗り場）

施 設 名	所 在 地	電話番号
岩出市総合保健福祉センター	岩出市金池92	0736-61-2400
岩出市総合体育館	岩出市荊本63-2	0736-62-0370

別紙 バスによる移動時間・輸送力についての検討

1 バスの往復可能回数について

- ・上記パターンの設定では、避難完了までの時間は24時間である。
- ・岩出市から泉南市までは大阪府道・和歌山県道63号で約11kmあり、この間を時速40kmで走行したと仮定すると、約20分かかることになる。(往復で40分)
- ・西日本高速道路㈱のホームページにおいて、阪和自動車道泉南 I C－堺 I C間のルート検索をすると、所要時間25分という結果が出る。端数を切り上げ、ここでは30分とする。(往復で1時間)
- ・乗降に要する時間を30分(計1時間)とする。
- ・以上により、所要時間内の岩出市－堺市間の移送については、9往復が可能ということになる。(端数は切捨て)

$$24\text{時間(市避難完了時間)} \div 2\text{時間40分(走行時間+乗降時間)} = 9.02\text{往復}$$

2 県が調達可能なバスの台数について

- ・貸切バス1台当たりの乗車可能人数を、大型45人、中型28人、小型24人とする。また、乗合バス・特定バスについては、正確な座席数が不明であるが、次表において乗合バスについては11人以上のバスを集計しているため、ここでは仮に乗合・特定の乗車可能人数を11人とする。
- ・輸送に要するバスは、県が手配することとなるが、県のバス調達先及びその保有台数は、次表のとおりである。(一般的な大型バスの座席数は、正客席45+補助席15であるが、今回のケースでは高速道路を走行するため、補助席は使用しないこととした。)

県のバス調達先及びその保有台数

No.	所在地	事業者名	貸切			乗合	特定
			大型	中型	小型		
1	和歌山市	和歌山バス㈱	5			102	1
2	和歌山市	㈱クリスタル観光バス	29	1	0		2
3	和歌山市	有田交通㈱	7		2	4	
4	橋本市	南海りんかんバス㈱	5		1	30	
5	紀の川市	和歌山バス那賀㈱			3	41	
6	紀美野町	大十バス㈱	10	6	9	23	1
7	有田川町	有田鉄道㈱	14	2	3	11	4
8	由良町	中紀バス㈱	11	5	1	14	
9	御坊市	御坊南海バス㈱	12	6	5	12	
10	田辺市	龍神自動車㈱	13	4	2	19	
11	白浜町	明光バス㈱	13	3		38	
12	新宮市	熊野交通㈱	16		1	37	
	合計台数	(台)	135	27	27	331	8
	輸送可能人数	(人)	6,075	756	648	3,641	88

(平成28年6月 県提供資料より)

- ・上記のうち、実際に手配されるのは地理的に近いもののみであること、また、非常時とはいえ、すべてのバスを避難者用として使用することは考えにくいことから、本想定にあっては、仮に上記輸送力の半分が使用可能であることとする。
- ・以上より、県でのバス調達可能台数は、大型バスで換算すると124台（端数は切捨て）ということになる。

$$(6,075 + 756 + 648 + 3,641 + 88) \div 45人 \div 2 = 124.53台$$

3 岩出市に配車されるバスの台数について

- ・本想定において、要避難地域としている市町ごとの避難対象者の概数について、平成28年12月末の住民基本台帳を基に算出すると、次のとおりである。

想定事態に係る各市町の避難対象者の概数

市	人口	概数	町	人口	概数
和歌山市	361,644	362,000	紀美野町	8,932	10,000
海南市	50,918	52,000	かつらぎ町	16,625	17,000
橋本市	62,811	63,000	九度山町	4,274	5,000
紀の川市	61,676	62,000	高野町	3,272	4,000
岩出市	53,559	54,000			
避難対象者の概数合計 629,000人					

- ・上記から、岩出市の避難対象者は、全体の8.6%に当たることが分かる。
- ・県が、避難対象者の割合に応じて各市町にバスを配車したとすると、岩出市に配車されるバスは10台ということになる。（端数は切捨て）

$$124台 \times 8.6\% = 10.664台$$

4 バスによる輸送能力（輸送可能人数）

- ・以上により、岩出市のバスによる輸送可能人数は4,050人（岩出市の避難対象者の7.56%に当たる）となる。

$$10台 \times 定員45人 \times 9往復 = 4,050人$$

5 考察

- ・1～3の結果により、市の避難対象者の大半は、電車又は自家用車等による避難によらざるを得ない。
- ・このため、上記のパターンにおいて、バスによる避難については、避難行動要支援者を優先することとした。
- ・なお、平成27年12月末の住民基本台帳によると、岩出市の65歳以上人口の割合（高齢化率）は21.0%（約11,340人）であり、バスの輸送力を上回る。このため、本想定におけるバスの輸送対象者については、「傷病者、障害者、妊産婦及びその付添者、並びに一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等」とした。

第3章 避難誘導における留意点

1 各種の事態に即した対応

- (1) 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- (2) 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般的には考えられるが、突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危機回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- (4) 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- (5) 市及び関係機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- (1) 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対策が基本である。
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- (3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- (4) 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- (5) 避難誘導の開始時や終了時、問題発生時等においては、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い、連携の取れた対応を行う。

- (6) 国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- (1) 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- (2) 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということが起きやすく、また逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動したりする可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- (3) 前項においては、その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、市及び関係機関の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- (4) 自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- (5) 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- (6) 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より十分な連携を図っておくことが求められる。
- (7) N B C 攻撃のように、N B C による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の住民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に市及び関係機関による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- (2) 具体的には、次の避難行動要支援者の支援措置を講じていくことが適当と考える。
- ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団、自治会及び自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- (3) 老人福祉施設等の施設管理者による車いすや担架による移動補助、車両による搬送等

の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について、検討しておくことが必要である。

- (4) 「避難支援プラン」を策定するためには避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要配慮者を把握し、要配慮者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で) 自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要配慮者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要配慮者を特定する方式。	情報共有の結果、特定される要配慮者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- (1) 避難は、現時点においては安全であっても、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- (2) 避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- (3) 避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- (4) 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- (5) 避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・ 住民は恐怖心や不安感の中で誘導されることになるため、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確に

して、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）。

- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち、迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声をかけあい、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- (1) 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- (2) 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動することとなるが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- (3) こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等による浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- (1) 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- (2) 例えば、昼間の市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報を提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）したりすることは、大きな効果を生む。
- (3) このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- (1) 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」とであると一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- (2) 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するための非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、住民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- (3) 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが必要である。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を誘導するという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

第4章 住民の行動要領

1 警報が発令された場合にとるべき行動等

住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、サイレン※を使用して住民に注意を呼びかけることとしており、さらに、テレビ、ラジオなどの放送や市防災行政無線及び広報車などを通じて、どのようなことが、どこで発生し又は発生するおそれがあるのか、住民にどのような行動をとってほしいのか、といった警報の内容を伝えることとしている。

また、住民の避難が必要な地域には、同様の方法で避難の呼びかけを行う。

※サイレン音については、国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) にてサンプル音を聴くことができる。

(1) 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

① 屋内にいる場合

ア ドアや窓を全部閉める。

イ ガス、水道、換気扇を止める。

ウ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

② 屋外にいる場合

ア 近隣の堅牢な建物の屋内に避難する。

イ 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。

やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

(2) 落ち着いて情報収集に努める

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努める。

(3) 避難の指示が出されたら

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、次のことに留意する。

ア 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられ、状況に応じた適切な指示が出されることとなる。

イ 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

ウ 元栓を閉め、コンセントを抜いておく。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておく。

エ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持出品を持参する。
(非常持出品については、「6の日頃からの備え」を参照。)

オ パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。

カ 家の戸締りを確実に行う。

キ 近所の人に声をかける。

ク 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合などは、警報が発令されている、いないに関わらず、次のことに留意する。

(1) 爆発が起こった場合

- ア とっさに姿勢を低くし、身の安全を守る。
- イ 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。
- ウ その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- エ 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動する。
- オ テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。

(2) 火災が発生した場合

- ア できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。
- イ 口と鼻をハンカチなどで覆う。

(3) 瓦礫に閉じこめられた場合

- ア 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにする。
- イ 動き回って粉じんをかき立てないようにし、口と鼻をハンカチなどで覆う。
- ウ 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩く。
- エ 粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段とする。

3 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概には言えないが、国民の保護に関する基本指針においては、次の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにしている。

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 特徴

- ア 突発的に被害が発生することもある。
- イ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがある。
- ウ 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。

② 留意点

突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

(2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 特徴

- ア 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやラジオなどを通じてその内容が伝えられる。その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、サイ

レンなどにより注意を呼びかけることとしている。

イ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

② 留意点

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物などに避難する。

(3) 着上陸侵攻の場合

① 特徴

ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

イ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

ウ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

② 留意点

ア 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

イ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

(4) 航空攻撃の場合

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難である。

イ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

② 留意点

攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物などに避難する。その後状況に応じ、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

4 化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合の留意点

武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となる。このため、テレビやラジオなどを通じて情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要となる。

(1) 化学剤が用いられた場合

① 特徴

ア 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されている。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下を這うように広がる。特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。人から人への感染はないが、比

較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れる。

イ 触れたり、口に入れたり、吸引したりすることで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

ウ 国や県、市は連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、住民を安全な風上の高台に誘導する。また、化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除く措置などを実施する。

エ 汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要がある。

② 留意点

ア 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。

エ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

オ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

カ 化学剤傷病者への治療は一刻を争う。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせ、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとることが、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながる。

(2) 生物剤が用いられた場合

① 特徴

ア 生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌や、ウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことを指し、人に知られることなく散布することが可能である。触れたり、口に入れたり、吸引したりすることで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

イ 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性がある。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染された地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努める。

エ 行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行うまん延防止の措置に従うことが重要となる。

② 留意点

ア ロと鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

オ 身近に感染した可能性のある人がいる場合は、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗う。感染した可能性のある人も自らマスクをする。

カ 米国で発生した炭そ菌事件のように、不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせずに、可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報する。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではない。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報する。

(3) 核物質が用いられた場合

① 特徴

ア 核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物（放射能をもった灰）が拡散、降下することにより、放射線障害などの被害が生じる。

イ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じないが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。

② 留意点

ア 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

イ 屋内に地下施設があれば、地下へ移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。

オ 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

(4) 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

ア 「2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。

イ 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

(5) 核爆発の場合

ア 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので、直接見ないこと。

イ とっさに遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があれば、その中へ避難する。地下施設やコンクリート建物であれば、より安全が確保できる。

ウ 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れる。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難する。

5 怪我などに対する応急措置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられる。怪我をしてしまった場合、自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合、又は応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておくよう心がける。

(1) 切り傷などにより出血している場合

ア 出血しているところを清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血する。

イ 骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くする。

ウ 包帯を巻くときは患部を清潔に保つ。

エ じかに血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用する。

(2) 火傷をしている場合

ア 流水で患部を冷やす。

イ 水ぶくれは破らないよう注意する。

ウ 消毒ガーゼ又はきれいな布を当て、包帯をする。

エ やたらと医薬品を使うのはやめる。

(3) 骨折している場合

ア 出血している場合はその手当をする。

イ 負傷した箇所はあまり動かさない。

ウ 氷又は冷湿布などを利用して、ハレや痛みをやわらげる。

エ 可能であれば、添え木※を当て、骨折部分の上下を固定する。

オ さらに腕の場合は三角巾などで固定する。

※ 添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できる。

(4) ねんざしている場合

ア 氷又は冷湿布などを利用して、ハレや痛みをやわらげる。

イ 靴は添え木の替わりになるので、脱がずに、その上から三角巾や布で固定する。

ウ 三角巾を棒状にし、中央を足の裏に当て、かかとを挟み足首の裏側に引き上げて交差させる。

エ 三角巾の両端を足の甲に回して交差させ、両端をかかとの三角巾の内側に通す。

オ 三角巾の両端を足の甲に回して結ぶ。

(5) かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

ア 汚染された衣類は、汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉する。

イ 水と石鹸で手、顔、体を洗う。

(6) 体に火がついた場合

水や消火器により体についた火を消す。これらが無い場合は、決して走ったりせず、手をついて地面に転がる。

(7) 精神的ショックを受けている場合

ア 子供やお年寄りの近くには、付き添うようにする。

イ 無理をせず、休憩や睡眠、家族と過ごす時間をきちんととる。

(8) 人が倒れている場合

① 周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動する。

② 次に基づいて、意識があるかどうかを調べる。

ア 呼びかけて返事はするか

イ 話はできるか

ウ 手足を動かしているか

エ 痛みに対して反応はあるか

③ 意識に障害があることが分かった場合は、救急車を呼ぶ。

ア ただちに医師の診察が必要なため、そばにいる人に直接「あなたが救急車を呼んでください」と助けを求める。

イ むやみにゆすったり起こしたりしない。

ウ 意識がない場合は、気道の確保が重要となる。額に手を置き、あご先を引き上げて、呼吸がしやすいように空気の通り道を確保する。口の中にものが詰まっていたら、取り除く。

④ 呼吸が止まっていたら、直ちに心臓マッサージ（胸骨圧迫）を行う。

手を重ね垂直に体重をかけ、胸の骨が約 5 cm（小児における深さは胸の厚さの 1/3 とする。また体が小さいため両手では強すぎる場合は片手で行う。）下方に圧縮されるように、1 分間に 100～120 回の早さで行う。なお、人口呼吸の技術と意志があれば胸骨圧迫 30 回と人口呼吸を 2 回行う。この場合胸骨圧迫の中断時間は 10 秒以内とし、この作業を一定の間隔で繰り返す。

6 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持出品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されているが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し、避難をしなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員で備えるよう心がける。

(1) 備蓄

① 非常持出品

ア 携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）

イ 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポートや運転免許証

ウ 救急用品

三角巾、包帯（４号・６号が便利）、はさみ・ピンセット、キズロ用の消毒液、
常備薬（かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど）、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、
ばんそうこう（大・小）、体温計

エ ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）

オ 懐中電灯、携帯ラジオ・予備電池

カ 衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布

キ マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）

ク 使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、えんぴつ）

※ 新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、
ミルク、ほ乳びん、紙おむつなども必要。

② 数日間を自足できるようにするための備蓄品（３日分が目安）

普段使っている物と同じ物を用意しておくとう便利。

ア 飲料水９リットル（３リットル×３日分）

イ ご飯（アルファ米：一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食
べられ、非常食としても活用できる）４～５食分

ウ ビスケット１～２箱、板チョコ２～３枚、缶詰２～３缶

エ 下着２～３組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

※ さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮
膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用すると
ともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻に当てて避難する
ことが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切であ
る。

(2) 訓練への参加など

国民保護法に基づき、国や地方公共団体などは避難や救援などの国民保護に関する訓
練を実施するときには、住民がこの行動要領を十分に活用して訓練に参加することによ
り、武力攻撃やテロなどにおける避難などについて、より理解を深めることができる。